

スカイグリーンパークが開園

市では、令和元年度からスカイアリーナ座間と消防庁舎の間で整備を進めていた公園「スカイグリーンパーク」を4月1日(金)に開園します。同公園にはパークゴルフ場を、隣接する大坂台公園には新たに人工芝の多目的広場を整備しました。

スカイグリーンパーク パークゴルフ場

- 施設概要 9ホール、天然芝
- 利用開始日 芝生の養生のため利用開始は夏ごろを予定。決まり次第、本紙、市ホームページなどでお知らせします。
- 利用方法 スカイグリーンパーク管理棟の券売機で利用券を購入の上、受け付けを行ってください。
- 利用料金 1回300円(小・中学生は150円、未就学児は無料)
- 開場時間 月曜日(祝・休日の場合は翌火曜日)、年末年始を除く午前9時～午後4時(7・8月は午後6時まで)

大坂台公園多目的広場

- 施設概要 人工芝(約2,300平方メートル)、防球ネット・照明設備あり
- 利用開始日 4月1日(金)
- 利用方法
 - ・午前9時～午後4時はどなたでも無料で利用できます(予約不要)。
 - ※団体で利用することはできません(自治会などが地域のスポーツなどの行事を行う場合を除く)。詳しくは担当へお問い合わせください。
 - ・午後5時～9時は登録した団体が、広場の全面または半面を1時間単位で利用できます(有料。要予約)。
- 団体利用の予約方法(午後5時～9時)
 担当窓口で団体登録の上、市LINE公式アカウントから予約または直接管理棟窓口へ(電話予約は電話番号が決まり次第、本紙、市ホームページでお知らせします)
 ※団体登録は3月1日(火)、予約は3月15日(火)から受付開始。
- 利用料金・時間

単位	時間	料金(1時間)	
半面	午後5時～6時、午後6時～7時	6～9月	900円
		10～5月	1,000円
全面	午後7時～8時、午後8時～9時	1,000円	
全面	午後5時～6時、午後6時～7時	6～9月	1,800円
		10～5月	1,900円
全面	午後7時～8時、午後8時～9時	1,900円	

駐車場

スカイグリーンパークの開園に合わせて、スカイアリーナ座間と一体的に運用する駐車場が開設されます。従来の駐車場出入口を閉鎖し、消防本部前の交差点からの進入に変わりますのでご注意ください。

- 運用開始日 4月1日(金)
- 営業時間
 - ◆屋内 午前8時～午後10時(スカイアリーナ座間開館日のみ利用可)
 - ◆屋外 24時間
- 料金 入庫から30分までは無料。150分まで200円。以降60分ごとに100円
 ※上限600円(翌日午前0時まで)。
- 減免制度 障害者手帳などの交付を受けている方が運転または同乗して利用する場合は、料金が半額になります。駐車券を受付窓口までお持ちください。

担当 大坂台公園・スカイグリーンパークについて
 公園緑政課 ☎046(252)7221 FAX046(255)3550
 スカイアリーナ座間について
 スポーツ課 ☎046(252)8162 FAX046(255)3550



SC相模原試合情報

市がホームタウンとなっているJリーグサッカーチーム「SC相模原」の3月のホームゲームは次の通りです。

- とき ①3月12日(土)午後7時30分から②26日(土)午後1時から
- ところ 相模原市南区下溝4169(相模原ギオンスタジアム)
- 対戦チーム ①アスルクラロ沼津②テゲバジャーロ宮崎
- 担当 スポーツ課 ☎046(252)8177 FAX046(255)3550

今年の凧文字は「新風」

今年の凧文字は、市内在住の飯島康幸さんと清水隆さんから応募があった「新風」に決まりました。

応募総数20点の中から選ばれた「新風」には、「コロナの収束と共に、新たな風が世の中を吹き渡らせ、安全安心の社会を願って」という意味が込められています。

「新風」が書き込まれた大凧は、5月4日(水)・5日(木)に開催する「座間市大凧まつり」で大空に掲揚します。



凧文字「新風」を持つ市長(左)と近藤実行委員長(右)

担当 市大凧まつり実行委員会事務局(商工観光課内)
 ☎046(252)7604 FAX046(255)3550

平和講演会

○とき 3月25日(金)午後2時30分～4時(午後2時開場)

○ところ ハーモニーホール座間小ホール

○内容 基調講演「心の扉を閉ざさないで～平和を守るための第一歩～」(手話通訳・要約筆記あり)

○講師 数学者・大道芸人 ピーター・フランクルさん

○定員 150人(申込順)

○参加費 無料

○保育 無料(2歳～未就学児。定員8人(申込順))

※保育希望者は3月15日(火)までに電話、ファクスまたは直接担当へ。
 ※水筒など持参品あり、詳しくは受付時にお伝えします。

○申込方法 電話、ファクス、電子メールまたは直接担当へ



講師の

ピーター・フランクルさん

担当 広聴人権課 ☎046(252)8087 FAX046(252)0220
 ✉jinken@city.zama.kanagawa.jp

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

令和3年度住民税均等割非課税世帯および家計急変世帯を対象に、1世帯当たり10万円を給付します。申請方法など詳しくは本紙2月1日号1面をご覧ください。

○対象

①住民税均等割非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)時点で世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯(対象と思われる世帯に対し、2月に「臨時特別給付金支給要件確認書」を発送しました。令和3年1月2日以降に座間市に転入した方で、3月中旬までに確認書が届かない場合は問い合わせ先までお問い合わせください)

※世帯全員が、住民税が課税されている他の親族などの扶養を受けている場合は対象外。

②家計急変世帯

①以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①と同様の事情にあると認められる世帯

※家計急変世帯への申請書の発送は行っていません。担当窓口で配布(市ホームページからダウンロード可)します。

○給付額 1世帯当たり10万円(1世帯1回限り。①②の重複受給不可)

○問い合わせ先 市臨時特別給付金コールセンター ☎0120(207)191(受け付けは午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝・休日を除く))

担当 福祉長寿課臨時特別給付金担当
 ☎046(255)8820 FAX046(255)3550